

F A X 要 請 例 文

2020 年 月 日

衆議院内閣委員会
委員長 松本文明 様

住 所
氏 名
(団体名)
(団体代表名)

【要請事項】

国家公務員法等の一部を改正する法律案から「検察庁法の一部改正」案（第4条関係）を分離し、法務委員会において慎重な審議が行われるよう要請します。

【要請の趣旨】

4月16日に審議入りした「検察庁法の一部改正法案」は、①検察官の定年を検事総長と同じ65歳に段階的に引き上げる、②63歳に達した次長検事、検事長、検事正、上席検事に役職定年制を導入する、③検察官の定年延長（勤務延長）を内閣ないし法務大臣の判断で認める、④次長検事、検事長、検事正、上席検事ら役職者は、原則として63歳で役職を退くが、内閣ないし法務大臣が必要と判断した場合は、63歳を超えて役職にとどまることができる、との内容です。

このうちの③と④は、検察官の政治権力からの独立を侵害し、権力の私物化をさらに強め、法の支配を壊す恐れがあります。

この改正法案には、日本弁護士連合会から反対するとの会長声明が出され、法曹界から強い反対の声が挙げられています。また、ネットでの署名でも短時間で多数の賛同が寄せられているように、市民の間にも不安の声が高まっています。

このような事情を考慮いただき、国家公務員法等との「束ね法案」の扱いではなく、検察庁法改正法案を分離し、法務委員会で慎重審議いただくようお取り計らいいただきますよう要請します。

以 上